

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業
集落活性化推進事業費補助金交付要綱

策定：平成20年4月1日 国都地第182号
都市・地域整備局長
改正：平成26年4月1日 国国地第91号
国土政策局長
改正：平成27年4月1日 国国地第111号
国土政策局長
改正：平成28年4月1日 国国地第116号
国土政策局長
改正：平成29年4月1日 国国地第137号
国土政策局長
改正：平成30年4月1日 国国地第105号
国土政策局長
改正：令和2年4月1日 国国地第64号
国土政策局長
改正：令和3年4月1日 国国地第96号
国土政策局長

(総則)

第1条

集落活性化推進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令9号)及び集落活性化推進事業(「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業)実施要領(平成20年4月1日付け国都地第182号。以下「要領」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条

補助金は、要領に基づき実施される集落活性化推進事業(「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業、以下「補助事業」という。)を円滑かつ効果的に実施することを目的として交付する。

(交付の対象)

第3条

国土交通大臣(以下「大臣」という。)は、市町村(対象市町村により組織される地方自治法第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合を含む。以下、同じ。)が、補助事業を実施するために必要な経費について、予算の範囲内で市町村(以下、「補助事業者」という。)に補助金を交付する。

(補助率等)

第4条

補助事業に要する経費の区分は別表のとおりとする。

2

国は予算の範囲内において、補助事業者が実施する取組に要する経費の1/2以内(取組主体が補助事業者以外の者(以下「間接補助事業者」という。))の場合の交付率は1/3以内とし、かつ、国の負担額は、補助事業者の負担額と同額までとする。)の額を交付するものとする。

(申請手続)

第5条

補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式-1による申請書を別に定める期日までに大臣に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条

大臣は、前条の規定による申請書の提出があったときには、審査のうえ、交付決定を行い、様式-2による補助金交付決定通知書により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

また、交付決定にあたっては、集落課題に関する関係省庁連絡会を活用し、農林水産省、総務省等、関係省庁との連携に努めるものとする

(申請の取下げ)

第7条

補助事業者は、適正化法第9条第1項の規定により、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に様式-3による申出書を大臣に提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第8条

補助事業者は、補助金の交付決定額の変更、補助事業の内容又は補助対象経費の配

分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合は、あらかじめ様式-4による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、補助事業の完了予定期日を変更しようとする場合(補助金の繰越を伴わない場合を除く。)又は補助事業の遂行が困難になった場合は、様式-5により速やかに大臣に報告し、指示を受けなければならない。

3

第1項の軽微な変更は、次に定めるもののうち補助金の額に変更を生じないものとする。

- (1) 補助事業の工事施工箇所、構造、工法及び規模の変更で工事の重要な部分に関するもの以外のもの
- (2) 請負差金により交付決定の内容と同等の構造、工法により増嵩を図ることによる規模の変更
- (3) 経費の相互間における流用で、流用先の経費の3割以内の変更となるもの

4

大臣は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付加することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条

補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式-6による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第10条

補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、大臣の指示があったときは、速やかに様式-7による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条

補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業が完了した日(補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日。)から起算して30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式-8による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条

大臣は、前条の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じ、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2

大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3

前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第13条

大臣は、第9条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号の一に該当する場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令若しくは本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為を行った場合
- (4) 補助金の交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2

大臣は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3

大臣は、第1項の第1号から第3号の一に該当することにより、補助金の返還を命ずる場合においては、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4

第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項を準用する。

(財産処分の制限)

第14条

補助事業者が、取得財産等について処分しようとするときは、補助事業者は、様式-9による申請によりあらかじめ大臣の承認を受けなければならない。この場合において、取得財産等を処分することにより、収入があると認められる場合には、補助事業者は、原則としてその収入の一部又は全部を国に納付しなければならない。

2

取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により大臣が定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものとする。

(利用状況等の報告)

第15条

補助事業者は、補助事業の終了後においても大臣の指示があったときは、補助事業に係る施設の利用状況等について速やかに報告しなければならない。

(補助金の経理)

第16条

補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にしておかなければならない。

(補助金調書)

第17条

補助事業者は、補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式-10による調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第18条

補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第1条及び第8条から第17条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(概算払等)

第19条

補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払又は精算払を受けようとするときは、様式-11による概算払請求書又は精算払請求書を国土交通大臣官房会計課長に提出しなければならない。

補助事業者は、国から概算払により間接補助金に係る補助金を受領した場合においては、当該概算払を受けた補助金の額に相当する額を遅滞なく、間接補助事業者に交付しなければならない。

(補助事業者の監督)

第20条

大臣は、必要があると認められるときは、補助金の交付の目的を達成するのに必要な限度において、補助金の交付を受ける補助事業者に対し、補助金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(附則)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。
- 2 都市地方連携推進事業費補助金交付要綱(平成15年4月1日付け国地都第190号。以下「旧交付要綱」という。)は、廃止する。

ただし、この要綱の施行の際、現に旧交付要綱に基づき行われている事業については、旧交付要綱は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。

(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

ただし、この要綱の施行の際、現に旧交付要綱に基づき行われている事業については、旧交付要綱は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。

(附則)

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

ただし、この要綱の施行の際、現に旧交付要綱に基づき行われている事業については、旧交付要綱は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

ただし、この要綱の施行の際、現に旧交付要綱に基づき行われている事業については、旧交付要綱は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

ただし、この要綱の施行の際、現に旧交付要綱に基づき行われている事業については、旧交付要綱は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。

(附則)

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

ただし、この要綱の施行の際、現に旧交付要綱に基づき行われている事業については、旧交付要綱は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。

(附則)

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

ただし、この要綱の施行の際、現に旧交付要綱に基づき行われている事業については、旧交付要綱は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。

別表

補助事業に要する経費の区分

区 分	内 容
施設の再編・集約 (施設整備費)	集落活性化推進事業（「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業）実施要領第2条に規定する施設の整備（調査、設計、測量、試験、工事の施工、工事監理、付帯設備の整備。）に直接必要な経費、及び上記の施設整備と一体的に行われ、かつ、当該施設整備の前提となる調査等。 ただし、事業主体が市町村以外の者である場合は、当該経費に対する市町村の補助に必要な経費。